

主任(監理)技術者及び現場代理人の適正な配置について

建設工事に係る技術者の専任等に係る取扱いが、令和5年1月1日より次のとおりとなります。

- ・ 工事現場に監理技術者の配置が必要な下請金額の合計 4,500 万円以上
(建築一式工事は 7,000 万円以上)
- ・ 主任(監理)技術者を工事現場に専任で配置することが必要な金額 4,000 万円以上
(建築一式工事は 8,000 万円以上)

【主任技術者について】

① 主任技術者の専任制の緩和について

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、主任技術者の兼務を認めます。

工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
又は
施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

工事現場の相互の間隔が 10
km 程度の近接した場所にある
場合

ただし、次の工事は、兼務を認めません。

- ・ 新工法を採用した工事
- ・ 施工条件が厳しい工事
- ・ 第三者に対する影響が大きい工事
- ・ トンネル、橋梁などの重要構造物工事
- ・ 監理技術者の配置を要すると見込まれる工事
(下請金額の合計が 4,500 万円 (建築一式工事は、7,000 万円) 以上) 等

② 主任技術者の兼務に関する手続きについて

ア 主任技術者の兼務に関する条件明示について

⇒ 設計図書(特記仕様書等)に条件を明示

当該工事の配置予定技術者の兼務等が認められる工事であるか否かについては、工事毎の特記仕様書において条件を明示します。

イ 主任技術者の兼務承認申請について

次の場合には 兼務承認申請書(様式1) により、他発注機関の承認を受ける必要があります。

◎ 現在、施工中の他発注機関工事に 専任で配置 している主任技術者を本市発注工事の主任技術者(専任・非専任を問わない。)として配置しようとする場合

注) なお、他発注機関の中には金沢市企業局及び金沢市立病院を含みます。

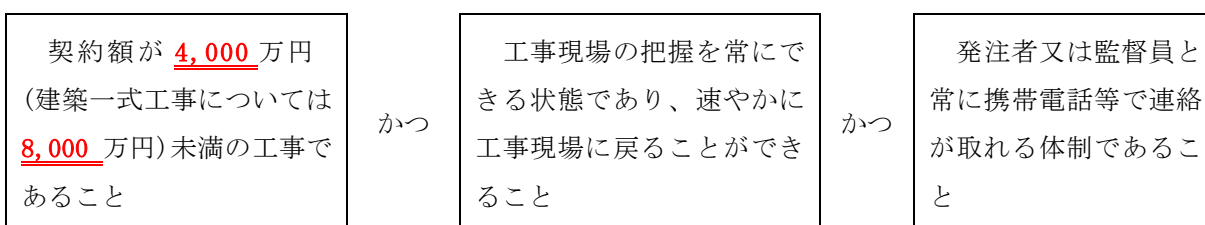
ウ 入札前の事前審査について

希望の方は、**事前審査申請書（様式2）**により、入札前に兼務の可否について審査を受けることができます。（申請は、競争参加申請書の提出締め切り日までとします。）

【現場代理人について】

③ 現場代理人の常駐義務の緩和について

次に該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の常駐義務の緩和を認めます（工事毎の設計図書（特記仕様書等）に常駐義務を緩和することができる工事であるか否かを明示。）。



④ 現場代理人の兼務について

③により常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。

- ◎ 兼務できる工事の件数 … 概ね2、3件程度
- ◎ 兼務できる工事の距離 … 工事現場間の移動時間が、概ね30分以内であること。
- ◎ 兼務できる工事の範囲 …
 - ・ 契約額が **4,000** 万円（建築一式工事について **8,000** 万円）以上の他の工事現場の主任（監理）技術者でないこと（他の工事の専任技術者でないこと）。
 - ・ 現場代理人の兼務する工事の契約額の合計が、**8,000** 万円未満であること。
 - ・ 金沢市内で施工中の工事に限る。（発注機関を問わない。）

⑤ 現場代理人の兼務確認申請について

現在、施工中の工事（発注機関を問わない。）に配置している現場代理人を他の工事にも現場代理人として配置しようとする場合は、**兼務確認申請書（様式3）**によりその確認を受ける必要があります。

⑥ 令和4年8月大雨に係る災害復旧工事における現場代理人の兼務の取扱いについて

契約額 **4,000** 万円以上の工事も可能とします。ただし、適用期限は、令和6年3月31日までとします。

【主任技術者と現場代理人を兼務した場合について】

⑦ 同一の請負契約での兼務について

同一の請負契約での現場代理人と主任技術者は、相互に兼務することができます。（金沢市工事請負契約約款第10条第5項）

⑧ 主任技術者の兼務が認められた場合について

当面の間、同一の請負契約で現場代理人と主任技術者を兼務している場合、当該主任技術者が他の工事の主任技術者との兼務を承認された場合は、当該現場代理人についても③、④に関わらず当該承認の範囲で兼務することができます。